



No.44 2010年7月

## コンセントの容量(定格電流)を超えた 医療機器や電気機器等の接続

コンセントの容量(定格電流)を超えて医療機器や電気機器等を接続した事例が5件報告されています。(集計期間:2006年1月1日~2010年5月31日、第11回報告書「共有すべき医療事故情報」(P130)に一部を掲載)。

**コンセントの容量(定格電流)を超えて  
医療機器や電気機器等を接続した事例が  
報告されています。**

事例の内容	件数
容量を超えた接続によりブレーカーが落ち停電した	3件
容量を超えた接続により発火した	2件
合計	5件

## コンセントの容量(定格電流)を超えた 医療機器や電気機器等の接続

### 事例 1

患者は、循環管理のため、IABP、経皮的心肺補助装置を使用していた。また、患者は、輸液ポンプを複数台、CHDFウォームタッチなどを使用していた。心エコーを行った際、ブレーカーが落ち、経皮的心肺補助装置が作動しなくなり、患者の心拍数及び血圧が低下した。医療従事者は、コンセントに容量があることを意識していなかった。

### 事例 2

看護師は、器材室でシーラー包装機のコンセントを壁側にあるコンセント差込口に差し込んだ。その後、コンセント差込口が焦げ、電源コードが溶けた。確認するとコンセント差込口は15Aであるのに対し、シーラー包装機に必要な電流は16Aであった。

### 事例が発生した医療機関の取り組み

電気を担当する部門と院内のコンセントの容量を確認し、機器を適正に使用する。

※この医療安全情報は、医療事故情報収集等事業（厚生労働省補助事業）において収集された事例をもとに、当事業の一環として総合評価部会の専門家の意見に基づき、医療事故の発生予防、再発防止のために作成されたものです。  
当事業の趣旨等の詳細については、当機構ホームページに掲載されている報告書および年報をご覧ください。  
<http://www.med-safe.jp/>

※この情報の作成にあたり、作成時における正確性については万全を期しておりますが、その内容を将来にわたり保証するものではありません。

※この情報は、医療従事者の裁量を制限したり、医療従事者に義務や責任を課したりするものではありません。



財団法人 日本医療機能評価機構 医療事故防止事業部

〒101-0061 東京都千代田区三崎町1-4-17 東洋ビル

電話：03-5217-0252（直通） FAX：03-5217-0253（直通）

<http://www.jcqhc.or.jp/html/index.htm>